

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護
高齢者グループホーム「遊楽館」平岡
重要事項説明書

令和7年5月28日現在

1 事業運営主体概要

対象事業所の名称	認知症対応型共同生活介護事業所 高齢者グループホーム「遊楽館」平岡
運営会社の名称	株式会社 ゆうらく
運営会社の代表者名	代表取締役 佐藤國雄
運営会社の所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目33番5号
本部事務所	札幌市白石区本通19丁目南2-7 食糧ビル2F TEL 011-860-5050 FAX 011-860-5051
他の介護保険関連の事業	●指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所 高齢者グループホーム「遊楽館」厚別 ●特定施設入居生活介護事業所 介護付有料老人ホーム「遊楽館」青葉

2 事業所概要

事業所の名称	高齢者グループホーム「遊楽館」平岡
事業所の目的	株式会社ゆうらくが開設する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所(以下「事業所」という)の適正な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、認知症を有し要支援2及び要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という)に対し、適正な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。
事業所の運営方針	・事業実施に当たっては、入居者である利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ち、利用者が「生活の主体」となるようサービスに努めることとする。 ・事業所の従業者は、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、食事の支度、買い物、洗濯、掃除等を利用者と共に行う事とする。 ・事業者の従業者は、その家族に対して精神的、身体的負担の軽減を図ると同時に、認知症への理解を深めることが出来るように努める。

	・事業の実施に当たっては、地域との連携・交流を密に図ると共に、協力医療機関を始め、関係市町村、居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者との連携を図り、総合的サービスに努める。 ・指定(介護予防)認知症対応共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、当事業所が所在する市町村の職員または当事業所所在する地域を管轄する地域包括支援センター職員、町内会役員などの地域住民の代表などで構成する運営推進会議を設置し、概ね2か月に1回以上、構成員に対し、活動状況を報告し、評価を受けると共に、必要な要望、助言を聞くものとする。
事業開始年月日	平成 17 年 9 月 13 日
保険事業者指定番号	札幌市 事業所番号 0170503486
事業所の所在地等	札幌市清田区平岡4条1丁目12番4号 TEL011-885-9100 FAX011-885-9101
敷地概要	敷地面積 : 1,237.47 m ²
建物概要	構 造 : 鉄筋コンクリート造り 2 階建て 全部分 延床面積 : 726.43 m ²
事業者の代表者	佐藤 國雄
ユニットの管理者	1F ユニット 今野 善友 2F ユニット 今野 善友
共同生活住居(ユニット)数	2ユニット
居室の概要・入居定員	1F ユニット 定員9人(個室9室) 設備 : 照明器具、防火カーテン、暖房、ベッド 面積 : 13. 33m²(全室) 2F ユニット 定員9人(個室9室) 設備 : 照明器具、防火カーテン、暖房、ベッド 面積 : 13. 33m²(全室)
共用施設の概要	1F ユニット 居間1 食堂1 台所1 浴室1 トイレ3 洗面所6 洗濯室1 2F ユニット 居間1 食堂1 台所1 浴室1 トイレ3 洗面所6 洗濯室1 ユニット共通 エレベーター1
防犯防災設備 非難設備等の概要	・火災受信機 ・非常警報装置 ・非常誘導灯 ・煙探知機 ・スプリンクラー ・消火器
緊急時の対応方法	主治医又は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じる。

損害賠償責任保険加入先	損害保険ジャパン(株)
交通の便	福住ターミナルより 中央バス 平岡営業所 大谷地ターミナルより 中央バス 平岡営業所又は平岡 5 条 1 丁目バス停

3 職員体制

(1) 職員の職種、員数

1F ユニット

管理者	1名 (常勤 ・ 2F 管理者及び2F 介護従事者と兼務)
計画作成担当者	1名 (常勤 ・ 介護従事者と兼務)
介護従事者	3名以上 (常勤)

2F ユニット

管理者	1名 (常勤 ・ 1F 管理者及び1F 介護従事者と兼務)
計画作成担当者	1名 (常勤 ・ 介護従事者と兼務)
介護従事者	3名以上 (常勤)

(2) 職員の職務内容

職員の職種	職 務 内 容
管理者	事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業の実施に関し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
計画作成担当者	それぞれの利用者の状況に応じた介護計画を作成する。
介護従業者	指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

4 勤務体制(各ユニット共通)

管理者	昼間の体制(月～日)	日勤(8:30～17:30) 1人
計画作成担当者		早出(7:00～16:00) 1人
介護従業者		遅出(10:30～19:30) 1人
	夜間の体制(月～日)	夜勤(16:30～ 9:30) 1人

5 サービス及び利用料等

(1) サービス及び利用料

(保険給付サービスについては包括的に提供され、下記の基本料金表のとおり要介護度等に応じて定められた金額(省令により変動あり)が自己負担となる。)

保 険 給 付 サ ー ビ ス	食事の提供及び介助・支援	利用者の身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮した食事を適切な介助のもとで提供する(食材料費は給付対象外)。食事は個々の生活のリズムを大切に、家庭的な生活空間の中でとっていただくよう配慮する。
	排泄の介助・支援	利用者の状況に応じ、適切な排泄の介助と排泄の自立支援を行う。おむつを使用される場合は必要に応じ随時交換する。
	入浴(清拭)の提供及び介助・支援	利用者の状況や希望に応じ、必要な回数の入浴又は清拭を適切な介助のもとで提供する。
	日常生活上の機能訓練	日常生活の中での離床援助、屋外散歩同行、家事共同、レクリエーション、行事等により生活機能の維持、改善に努める。
	健康管理等	利用者のバイタルチェック等日常的な健康管理を行う。また、訪問看護ステーションによる24時間体制を確保しており、医療機関(主治医)との必要な連絡・調整を行う。
	行政機関への手続き代行等	必要に応じて、郵便、証明書等の交付申請の代行などを行う。
	相談・援助等	利用者又は家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行う。
	その他、利用者の洗濯、清掃、着替え、整容などの日常生活上の支援や利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援を行う。	

サ ー ビ ス 及 び そ の 他 の 利 用 料 等	敷金	128,000円(退去時に未納金に充当又は居室の原状回復等にかかる費用に充当し残額は返還します。) ※生活保護受給者の場合、72,000円
	家賃	月額64,000円 ※生活保護受給者の場合、月額36,000円
	食事の提供に係る食材料費	日額1,320円(1日の内一食でも摂られた場合1日分となります。)
	水道光熱費	月額21,000円(税別)
	暖房費(10月～4月)	月額12,300円(税別)
	共益費	月額14,000円(非課税)

	○ その他、理美容代、おむつ代、通院費用、個人の嗜好品購入等は、実費負担となります。 ○ 月途中での入退居した場合の入退居月の取り扱い 入居日数(入退居日含む)に応じて、家賃、水道光熱費、暖房費、共益費は、日割り金額にて請求又は返金する。食材料費は食事を提供した分を一日単位で請求又は返金する。 ○ 入院・外泊期間中の取り扱い 家賃、水道光熱費、暖房費、共益費は入院又は外泊期間中であっても請求する。 食材料費は一日単位で返金する。
--	---

(2)基本料金表(1日当たり)

	介護度	介護費	医療連携 体制加算	サービス提供 体制強化 加算(Ⅱ)	合計
介護予防認知症対応型共同 生活介護	要支援2	758円	なし	7円	765円
認知症対応型共同生活介護	要介護1	762円	40円		809円
	要介護2	798円			845円
	要介護3	822円			869円
	要介護4	838円			885円
	要介護5	855円			902円

※ 2割負担の場合は倍額、3割負担の場合3倍額になります。

※ 初期加算として、入居後30日間と医療機関に1ヶ月入院し、退院した日から30日間に限り日額31円が加算となります。

※ 口腔衛生管理体制加算として、1ヶ月31円が加算となります。

※ 処遇改善加算は1ヶ月の総単位数11.1%を加算、特定処遇改善加算は1ヶ月の総単位数の3.1%が加算されます。

6 入居に当たっての留意事項

外泊・外出	特に制限なし
所持品現金等	毎月の入居費用に含まれない費用の支払い(受診料、理美容代、個人嗜好品購入等)は立替払いにて支払いを行い、ご請求させていただく。収支は領収書を保管し、出納帳を提示しご家族に報告する。
喫煙	場所を定めて喫煙可

7 非常災害対策

防火管理者	松本 奈緒子
非常災害時の対策	別に定めた消防計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備などの非常災害への対策を講ずる。
避難訓練	年2回実施

8 協力医療機関

協力医療機関名	所在地・連絡先	診療科目・ベット数等	協力内容
しらかば台月寒東クリニック	札幌市豊平区月寒東3条16丁目 3-10 011-850-0011	訪問診療、クリニック	・定期的な往診を行い、入居者の療養上の管理、指導、診察及び治療 ・緊急時の訪問診療等
医療法人新産健会スマイル健康クリニック	札幌市白石区南郷通 21 丁目南 5-39 南郷 21 メディカル 3F 011-867-0876	在宅訪問診療	・定期的な往診を行い、入居者の療養上の管理、指導、診察及び治療 ・緊急時の訪問診療等
マリオン歯科	札幌市中央区大通西4丁目6-8 011-219-8241	歯科	・必要時及び定期的な往診、保健指導
訪問看護ステーションあすく厚別	札幌市厚別区青葉町9丁目2番6号 011-398-3730	訪問看護	・定期的な訪問をし、日常的な健康管理を行う ・医療機関(主治医)との連絡・調整 ・医療面からの適切な指導・援助 等

9 苦情相談機関等

ホーム苦情相談窓口	株式会社ゆうらく TEL011-860-5050
苦情処理の体制・流れ	1 利用者又は家族等から詳しい事情を聞くとともに、関係職員からも事情を聞く。 2 問題点を把握し、管理者、計画作成担当者及び介護従事者等で解決策を検討・調整する。(必要に応じて検討会議を行う) 3 検討後速やかに、問題の解決策について、具体的な対応を行う。 4 苦情の内容等に関する記録を行う。 5 問題の解決後も、その改善状況について随時点検を行い、再発防止に努める。
外部苦情申立て機関	○ 北海道福祉サービス運営適正化委員会 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 3階 TEL 011-204-6310 ○ 北海道国民健康保険団体連合会 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 TEL 011-231-5161 ○ 福祉サービス苦情相談センター 札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階 TEL 011-632-0550 ○ その他、札幌市保健福祉局保健福祉部介護保険課や各区役所の保健福祉部保健福祉課にもご相談できます。

10 事故発生時の処置

事故発生時の処置	サービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置や医療機関への連絡等の必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族等に連絡を行う。また、必要に応じて市町村に報告する。
損害賠償	損害すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。
事故後の措置	事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するとともに事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講ずる。

11 その他の重要事項

秘密保持	サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得る。
身体不拘束	・サービス提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。 ・緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、文書にて利用者及び家族に説明し同意を得る。
自己・外部評価 (第三者評価の実施状況)	・定期的に(年1回)提供するサービスの自己評価を行い、また外部評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。 ・直近の実施年月日 令和6年 9月 3日 ・評価機関の名称 株式会社サンシャイン ・評価結果の開示 事業所において閲覧に供する。

令和 年 月 日

事業所名 : 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所
高齢者グループホーム「遊楽館」平岡

所在地 : 札幌市清田区平岡4条1丁目12番4号

説明者 : 印

私は、契約書および本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認し同意しました。

利用者 住所 :
氏名 : 印

利用者代理人 住所 :
氏名 : 印